

<報道発表資料>

令和8年2月27日
京都市子ども若者はぐくみ局
子ども若者未来部育成推進課

京都市百々児童館の移転

京都市では、児童館において、18歳未満の児童に遊びの機会を提供する等、子どもたちの健やかな成長を支援しております。

この度、「京都市百々児童館」が、京都市立百々小学校敷地内に移転しますので、お知らせします。

【概要】

● 移転日

令和8年4月1日（水）※ 同日から開館しています。

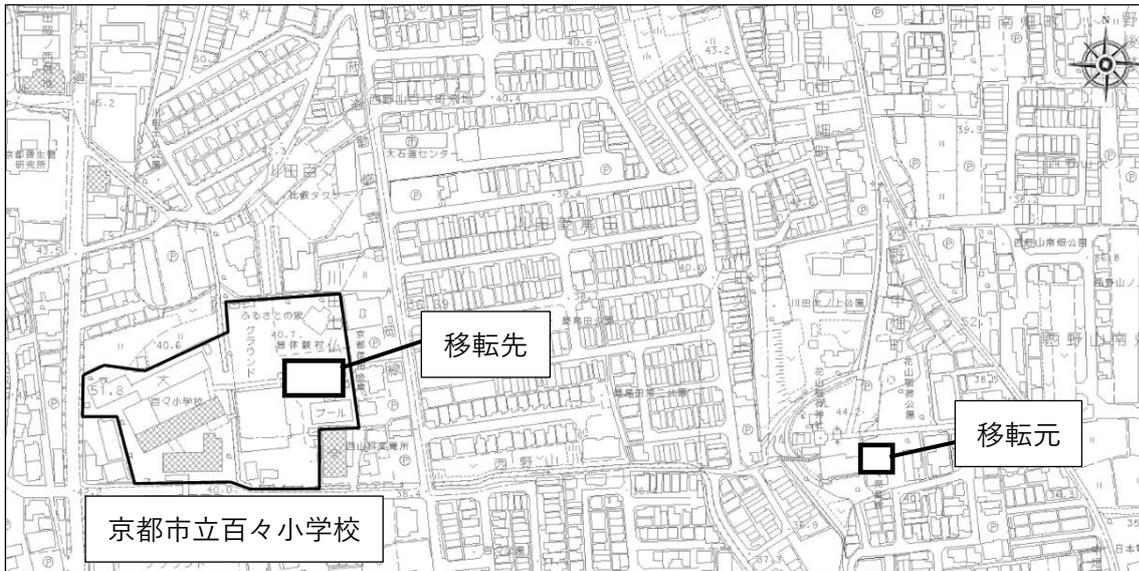
● 移転後の施設の概要

- (1) 所在地 京都市山科区川田土仏26番地（京都市立百々小学校敷地内）
※ 移転前の所在地は、京都市山科区西野山欠ノ上町65番地の10です。
- (2) 延床面積 275平方メートル
- (3) 設置者 京都市
- (4) 指定管理者 社会福祉法人京都市社会福祉協議会

● 児童館の事業内容

- (1) 開館時間
午前10時から午後6時30分まで
※ 学童クラブ事業は、平日は放課後から午後6時30分まで（土曜日及び学校長期休業期間中等は午前8時から午後6時30分まで）です。
- (2) 事業内容
児童健全育成事業（遊びの教室、クラブ活動等）、学童クラブ事業、子育て相談、地域ふれあい事業、幼児クラブ及び母親クラブ等
- (3) 対象者
18歳未満の児童及びその保護者等
※ 乳幼児の利用については保護者の同伴が必要です。
※ 学童クラブ事業の対象者は、小学校1年生から6年生までの児童で、昼間留守になる家庭の児童です。
- (4) 休館日
日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (5) 利用方法
自由に来館していただけます。
※ 学童クラブ事業については申込みが必要です。申込みは随時受け付けています。
※ 一部の行事等についても、事前の申込みが必要な場合があります。

<京都市百々児童館の位置図>



<お問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

電話：075-222-3987

